

## 平成31年第4回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：平成31年4月12日（金） 午前9時30分～午前10時45分  
開催場所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員：11名

1番：井川 輝征      2番：尾上 春樹      3番：宮本 和市  
4番：藤井 雅史      5番：谷口 孝一      6番：塚本 壽  
7番：草野 義雄      8番：田口 昭広      9番：寺本眞理子  
10番：阪口 修一      11番：片山 幸弘

○農地利用最適化推進委員：15名

1番：本郷 昭博      2番：牧 正徳      3番：中川 光春  
4番：矢野 解光      5番：田口 宗一      6番：下崎 省一  
7番：宮島 正文      8番：坂口恵美子      9番：道園 浩二  
10番：小崎 良一      11番：木川 保      12番：一川 清  
13番：野田 和夫      14番：淵上 米作      15番：山田 和治

○農業委員会事務局：4名

事務局長：福田 貴司      事務局次長：才保 親哉  
係 長：川田 康幸      主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 承認第 1号 職員を任免することの承認について  
日程第2 報告第 7号 農地使用貸借権の合意解約の届出について  
日程第3 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第4 報告第 9号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可  
について  
日程第5 報告第10号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出に  
ついて  
日程第6 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について  
日程第7 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について  
日程第8 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について  
日程第9 議案第17号 農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
片山会長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から平成31年第4回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は3番「宮本和市」委員、4番「藤井雅史」委員に指名します。</p> <p><u>議事に入る前に、議案書の訂正が1ヶ所ありますので訂正をお願いします。</u></p> <p><u>議案書7ページの3番の備考欄に「米始末書添付」を「米をマークの※」に訂正をお願いします。</u></p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>承認第1号「職員を任免することの承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>承認第1号、職員を任免することの承認について、芦北町農業委員会規則第3条第1項第6号の規定により、下記のとおり職員を任免したので、同規則第7条第2項の規定により承認を求めるものです。</p> <p>平田和臣 芦北町農業委員会事務局次長を免ずる。  白菊大志 芦北町農業委員会事務局参事を免ずる。  才保親哉 芦北町農業委員会事務局次長を命ずる。  一本光喜 芦北町農業委員会事務局主事を命ずる。</p> <p>以上、平成31年4月1日付けです。  以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>承認第1号について、質疑ありませんか。</p> <p><b>(質疑なし)</b></p> <p>それでは、採決を行います。<u>異議がある委員は挙手をお願いします。</u></p> <p>お諮りします。</p> <p>承認第1号「職員を任免することの承認について」異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なし)</b></p> <p>異議なしということですので、承認第1号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、職員の任免が承認されましたので「才保次長」にあいさつをお願いします。</p>

	<p>ます。</p> <p>(才保次長あいさつ…)</p> <p>次に、「一本主事」にあいさつをお願いします。</p> <p>(一本主事あいさつ…)</p> <p>皆様よろしく申し上げます。</p> <p>次に報告第7号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第7号、農地使用貸借権の合意解約の届出について、農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細、貸人、借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。解約後は、耕作者が未定であるため借受人を探している状況です。</p> <p>2番、土地の詳細、貸人、借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。解約後は第3者に売買するということです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第7号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第7号についてはこれで終わります。</p> <p>次に報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。</p>
川田係長	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細、賃貸人、賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。解約後は、耕作者が未定であるため借受人を探している状況です。</p> <p>2番、土地の詳細、賃貸人、賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。解約後は、新しい耕作者が決まっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p>

	<p>報告第 8 号について、質疑ありませんか。  <b>(質疑なし)</b>          質疑なしということですので、報告第 8 号についてはこれで終わります。</p> <p>次に報告第 9 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の 4 ページをお願いします。</p> <p>報告第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので報告するものです。</p> <p>賃借権設定の部 1 番、配分された土地の詳細及び中間管理事業については記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。</p> <p>賃借料は備考欄のとおりです。</p> <p>今回の報告は 2 月の総会で農地中間管理機構に利用設定が議決された農地の配分になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第 9 号について、質疑ありませんか。  <b>(質疑なし)</b>          質疑なしということですので、報告第 9 号についてはこれで終わります。</p> <p>次に報告第 10 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出について」を議題とします。</p>
川田係長	<p>議案書の 5 ページをお願いします。</p> <p>報告第 10 号、農地法施行規則第 29 条の規定による届出について、農地法施行規則第 29 条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>この報告は、農業用施設用地の 200 m<sup>2</sup>未満の転用のため、転用許可が不要な転用です。</p> <p>1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は農作業用道路です。</p> <p><u>ピンク色総会資料の 1 ページ</u>をお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「城迫地区農村集落センター」から南東側約 150 m の位置で申請地①になります。</p>

	<p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は農作業用道路です。</p> <p>ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「城迫地区農村集落センター」から東側約100mの位置で申請地②になります。</p> <p>1番2番ともにデコポンハウスの農作業用道路として整備するということです。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第10号について、質疑ありませんか。</p> <p>6番、塚本委員。</p>
塚本委員	<p>質問ということではありませんが、元号（報告第7号）と西暦（報告第10号）が混ざっているのどういことですか。</p>
川田係長	<p>報告第7号は新しい元号が制定・施行されていないので、「平成」で記載しています。</p> <p>報告第10号は6月30日という計画が出ているため、西暦で書いております。</p> <p>深い意味はありませんが、そういう考えで記載しております。</p>
塚本委員	<p>報告第9号も同じ様に記載されていますが。</p>
川田係長	<p>5月1日から新しい元号が施行されますので、それ以降は新しい元号で記載したいと思っております。</p>
福田局長	<p>少し堅い答えになりますが、先般、4月1日に「令和」という新元号が発表され、国といたしましてその「令和」を公布したという形になります。</p> <p>5月1日から「令和」という元号を施行するようになっておりますので、取り扱いには公布された時点から「令和」を表記するようしております。</p> <p>西暦表記のところと混在しておりますので、しばらくはこのような表記になると思いますが、ご理解いただきたいと思います。</p>
片山会長	<p>他に報告第10号について、質疑ありませんか。</p> <p><b>(質疑なし)</b></p> <p>質疑なしということなので、報告第10号についてはこれで終わります。</p> <p>次に議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部、1番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名について</p>

	<p>は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため売り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、隣地に自己所有地があるため、買い受け一括管理する。となっています。</p> <p><u>ピンク色総会資料の3ページ</u>をお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「大矢公民館」の東側約120mの位置です。</p> <p>現地確認では、草刈等の管理はされていまして。買い受け後は野菜を作付けするということでした。</p> <p><u>黄色調査書の1ページ</u>をお願いします。</p> <p>契約の種類は売買、申請理由は、高齢で労力不足のため、耕作管理が困難になったので、隣地に自己所有地がある譲受人へ売り渡すということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、高齢で耕作管理できないので、後継者へ贈与する。</p> <p>譲受人事由ですが、贈与を受け継続して耕作管理する。となっています。</p> <p><u>ピンク色総会資料の4ページ</u>をお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「町営海浦団地」の南側約200mの位置で県道水俣・田浦線の「ゆでだこ直売所」から入った奥の園地になります。</p> <p>現地確認では、甘夏が作付けしてありましたが管理されていない状況でした。贈与を受けた後は、<u>オリーブ</u>を作付けし適正に管理するということでした。</p> <p><u>黄色調査書の2ページ</u>をお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与、申請事由ですが、高齢で耕作管理できないので、後継者である息子へ贈与する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を「4番の藤井」委員にお願いします。</p>

藤井委員	事務局の説明のとおり、現地確認したところ問題ないと思われます。
片山会長	担当地区の「小崎」推進委員から何かございましたらお願いします。
小崎推進委員	事務局と藤井委員の説明のとおり、問題ないと思います。
片山会長	2番の案件を「10番の阪口修一」委員にお願いします。
阪口委員	事務局の説明のとおり、オリーブを植えて管理されるとのことでした。
片山会長	担当地区の「中川」推進委員から何かございましたらお願いします。
中川推進委員	事務局と阪口委員の説明のとおりです。
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第14号について、質疑ありませんか。</p> <p><b>(質疑なし)</b></p> <p>それでは、採決を行います。<u>異議がある委員は挙手をお願いします。</u> お諮りします。</p> <p>「所有権移転の部」1番について、異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なし)</b></p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なし)</b></p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について、農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は植林です。</p> <p><u>ピンク色総会資料の5ページ</u>をお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、「養護老人ホーム有隣」から南東側約180mの位置になります。現地確認では、周囲は山林であり、植林しても周辺に影響はないと感じました。</p> <p><u>ピンク色総会資料の6ページ</u>をお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。図面のとおり杉590本を植林する計画です。</p> <p>排水ですが、雨水のみで地下へ自然透水です。</p> <p><u>ピンク色総会資料の7ページ</u>をお願いします。農地の広がりには申請地のみの3,300㎡です。</p>

黄色調査書の3ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが「申請地周辺は山林で、いのしし等の被害があり、また、高齢により耕作管理が困難となったため、植林し山林として管理する。」ということです。

代替性については、転用目的が植林であるため代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。

転用目的は植林です。

ピンク色総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「塩浸ふれあい広場」から東側約100mの位置の申請地①と県道芦北・球磨線の「上塩浸バス停」から南側約10mの申請地②の2か所になります。

現地確認では、申請地①については、周辺が山林化しているため周辺に影響ないと感じました。

申請地②については、北東側に農地は存在するが、耕作放棄地であり、植林しても影響がないよう配慮し植林するということで、周辺に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の9ページをお願いします。

申請地①の配置図・排水計画図を載せています。図面のとおり申請地に杉100本を植林する計画です。

排水は雨水で地下へ自然透水です。

ピンク色総会資料の10ページをお願いします。

申請地②の配置図・排水計画図を載せています。図面のとおり申請地に杉100本を植林する計画です。

排水は地下へ自然透水です。

ピンク色総会資料の11ページをお願いします。

農地の広がりには申請地①の方が1.88ha、申請地②の方が9.62haです。黄色調査書の4ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがないため、申請地①及び②ともに第2種農地（その他の農地）に該当します。

- 申請理由及び代替の可能性ですが「申請地①の周辺は山林であり、いのしし等の被害があるため、植林し山林として管理する。申請地②は耕作条件が悪く、耕作管理が困難なので植林し山林として管理する。」ということです。代替性については、転用目的が植林であるため代替の可能性がないことを確認しております。
- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

す。議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は宅地拡張です。本案件は既に転用済みで始末書が添付されています。ピンク色総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「株式会社リュウショウ」の資材置場から西側約120mの位置で「県道宮崎芦北線」の西側の位置になります。

現地確認では、既に宅地として利用されており、東側に農地は存在するが、山林化しており周辺に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の13ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。既に施工済みであり記載のと通りの配置図になります。

既存の建物の生活排水は南側に水路がありますが、その水路に排水しているということです。

ピンク色総会資料の14ページをお願いします。農地の広がり1.1haです。黄色調査書の5ページをお願いします。

- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。
- 申請理由及び代替の可能性ですが「申請地は平成15年頃に住宅を増築した際、宅地敷地として利用していたものであるが、転用申請を怠っていたため今回申請するものです。代替性については、増築に伴う転用であり代替の可能性がないことを確認しています。
- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等は既に施工済みであること。また、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

	以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を「8番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	事務局の説明のとおり問題ありません。周りが山で、来年杉の木を植えるとのことです。
片山会長	担当地区の「田口宗一」推進委員から何かございましたらお願いします。
田口推進委員	田口委員の言われたとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	2番の案件を「2番の尾上」委員にお願いします。
尾上委員	4月10日に一川委員と事務局で現地確認しました。事務局の説明どおり許可相応と思われます。
片山会長	担当地区の「一川」推進委員から何かございましたらお願いします。
一川推進委員	内容は事務局、尾上委員の言われたとおりです。 申請者を見て残念に思いました。82～83歳でひとりで田んぼをたくさんしており、今回申請された箇所も草をきれいに刈ってありました。今後、高齢が進み、今回のようになっていくのだろーと思ひます。何か解決策があればと思ひております。
片山会長	3番の案件を「4番の藤井」委員にお願いします。
藤井委員	事務局の説明のあったとおりです。問題ないと思ひれます。
片山会長	担当地区の「道園」推進委員から何かございましたらお願いします。
道園推進委員	藤井委員の説明がありましたが、周辺への迷惑もかからないと思ひれますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第15号について、質疑ありませんか。 6番、塚本委員。
塚本委員	2番の件ですが、完全に放棄状態となった藪になる前に、残念ながら高齢で維持ができないとなった時に、今回のような早めの対応をそれぞれの地主がしていただけると有効に土地が利用できると思ひます。
片山会長	やはり、我々の使命は土地を荒らさないことも一つの大きな役目ですから、委員・推進員も情報を交しながら進めていくようお願いします。 他になければ採決を行います。 <u>異議がある委員は挙手をお願いします。</u> お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 <b>(異議なし)</b> 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

	<p>2番について、異議ありませんか。  <b>(異議なし)</b>  異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。  3番について、異議ありませんか。  <b>(異議なし)</b>  異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は公園用敷地です。</p> <p><u>ピンク色総会資料の15ページ</u>をお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「寺川内団地」の南側約150mの位置になります。</p> <p>現地確認では、周囲は宅地であり特に問題は無いと感じました。</p> <p><u>ピンク色総会資料の16ページ</u>をお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで自然透水です。</p> <p><u>ピンク色総会資料の17ページ</u>をお願いします。農地の広がりや申請地のみの434㎡です。</p> <p><u>黄色調査書の6ページ</u>をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●契約の種類は売買です。</li> <li>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりや10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。</li> <li>●申請理由及び代替の可能性ですが「自宅周辺に子供の遊び場となるような広場がないため、サッカーやグラウンドゴルフの練習場として利用したり、近隣住民の交流の場として利用できる公園用敷地を整備する計画です。</li> </ul> <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。以上のことから総合的に見て本許可申請は許可相当</li> </ul>

であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は資材置場です。

ピンク色総会資料の18ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「湯南団地」の北西側約180mの位置で譲受人の息子の自宅の前になります。

ピンク色総会資料の19ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。配置図のとおり建設業界関係の資材置場及び重機等の駐車場として利用するものです。排水は雨水のみで自然透水です。

ピンク色総会資料20ページをお願いします。農地の広がりには申請地のみの370㎡です。

黄色調査書の7ページをお願いします。

- 契約の種類は売買です。
- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。
- 申請理由及び代替の可能性ですが「申請者は、建設会社を経営しており自宅近くにも資材置場が必要となったため整備するものです。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。
- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

使用貸借権設定の部1番、申請地の詳細、貸人、借人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の21ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、議案第15号の3番で説明しました宅地拡張案件の西側になります。

ピンク色総会資料の22ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。生活排水ですが排水路を接続し西側の水路に排水する計画です。

	<p>ピンク色総会資料の23ページをお願いします。農地の広がりには1.1haです。黄色調査書の8ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●契約の種類は使用貸借です。</li> <li>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。</li> <li>●申請理由及び代替の可能性ですが「申請者は、現在、アパートに居住しているが、子供の進学に伴い実家の隣接地である、父所有の土地を無償で借り受け、個人住宅を新築する計画です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</li> <li>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画、事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</li> </ul> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番～2番及び使用貸借権の設定の部1番までの案件を「4番の藤井」委員にお願いします。</p>
藤井委員	事務局の説明のあったとおりです。特に問題ありません。
片山会長	担当地区の「道園」推進委員から何かございましたらお願いします。
道園委員	<p>事務局と藤井委員で現地確認しましたが、問題ないと思います。 特に1番は、公園にしたいということでしたが、近くに子供たちの遊ぶ場所が無く、草一本生えていないようなきれいな場所でした。遊具等をつけてゆっくりできるような場所をつくりたいということだったので、遊具については怪我等の問題が心配されるため、注意して設置していただければとお願いしました。公園ということで、初めての申請でしたけれども、そのような土地がこういったことに活用できると勉強になりました。 2番については、特に問題ないと思います。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。 議案第16号について、質疑ありませんか。 5番、谷口委員。</p>
谷口委員	公園として使うものを個人の名前で申請してありますが、地域住民が集まる場所ということで、その地域の方の同意書等が申請書についているのか。
川田係長	事務局としても、公園敷地というのは初めての案件で、県の担当者に相談しまし

	た。公共機関が設置するべきではないかとの意見もありましたので、今回の申請内容であれば、地域の憩いの施設のような名目で転用目的としたらどうかというような相談がありました。ブランク等にしても、申請者本人にも責任がありまして、設置は止めようかという意見も出ています。引き続き、県の担当者へ相談しながら、申請者の意見を踏まえ、事務を進めていきたいと思っております。
谷口委員	説明はわかりましたが、個人で申請されているため、住民との話し合いがあっているのかと思ひまして。
川田係長	申請者は土地を買って、開放的にどなたでも使えるような場所にする考えです。
片山会長	6番、塚本委員。
塚本委員	2番ですが、370㎡の広がりということは、周囲は山か何かですか。農地ではないのですか。
川田係長	ピンク色総会資料の18ページになりますが、昨年度、宅地で転用申請が出ておりまして、現在は宅地があり分断しております。
塚本委員	今回の資料だけでは判断することができないのですが、広がり部分が農地なのか山なのかわからないので。
川田係長	申請地周辺は、農地です。
塚本委員	それで、広がり370㎡というのがわからない。
川田係長	370㎡というのは、申請地の農地面積です。
片山会長	全体ではなくて、申請地部分の面積ということですね。
塚本委員	農地の広がり370㎡と書いてあるから、それがわからない。
川田係長	農地の広がりというのは、申請地を含み、他に農地の広がりを含んで全てを農地の広がりと言います。 今回は、申請地のみだけしか農地の広がりがないという考えです。
塚本委員	わかりました。
片山会長	それでは採決を行います。 <u>異議がある委員は挙手をお願いします。</u> お諮りします。 「所有権移転の部」1番について、異議ありませんか。 <b>(異議なし)</b> 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 <b>(異議なし)</b> 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。 <b>(異議なし)</b> 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

	次に議案第 17 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	<p>議案書の 9 ページをお願いします。</p> <p>議案第 17 号、農用地利用集積計画の審議について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部、1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の 10 ページをお願いします。</p> <p>4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は再設定の 10 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>7 番から議案書 11 ページの 12 番まで農地利用集積円滑化事業で J A を通した権利の設定になります。</p> <p>7 番・8 番ですが「7 番の賃貸人が J A を通じて 8 番の賃借人へ権利を設定するものです。」</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の 11 ページをお願いします。</p> <p>9 番・10 番ですが「9 番の賃貸人が J A を通じて 10 番の賃借人へ権利を設定するものです。」</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p>

	<p>11番・12番ですが、「11の賃貸人がJAを通じて12番の賃借人へ権利を設定するものです。」</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の12ページをお願いします。</p> <p>13番から16番まで農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>全て転貸で設定期間も全て新規設定の10年間です。賃貸料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の13ページをお願いします。</p> <p>使用貸借権設定の部、1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>2番・3番は農地利用集積円滑化事業でJAを通した権利の設定になります。</p> <p>2番の貸人がJAを通じて3番の借人へ権利を設定するものです。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稲で設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第17号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>それでは採決を行います。異議ある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部、1番について、異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なし)</b></p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なし)</b></p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なし)</b></p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なし)</b></p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5番について、異議ありませんか。</p>

(異議なし)

異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。  
6番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。  
7番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。  
8番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。  
9番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。  
10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。  
11番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。  
12番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。  
13番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、13番については、原案のとおり決定しました。  
14番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、14番については、原案のとおり決定しました。  
15番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、15番については、原案のとおり決定しました。  
16番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、16番については、原案のとおり決定しました。  
使用貸借権設定の部、1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。  
2番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。  
3番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。  
それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_